

KOMEI 公明ニュース

土地・住宅①編

2025

公明党は不動産取引 の活性化へ 全力をあげています！



空き家の市場流通を推進 最大3000万円の控除延長



相続によって取得した空き家（被相続人の生前の住まい）について、現行の耐震基準を満たす建物への改修を行うことや、さら地にすることを条件に、当該空き家の売却による譲渡所得から最大3000万円を控除する措置を2027年末まで延長。さらに、2024年以降の譲渡については、譲渡後一定期間（※）に家屋の耐震工事や取り壊しが行われた場合も適用可能にしました。

（※当該譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間）

不動産取引活性化へ税制改正 低未利用土地等譲渡価格の要件 上限800万円へ引き上げ



低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除について、2023年以降3年間延長。さらに、市街化区域内等の低未利用土地等を譲渡する場合には、譲渡価格の上限を500万円から800万円へ引き上げました。

所有者不明土地等の解消に向けて

所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制が見直され、発生予防として、相続登記、住所等の変更登記の義務化、相続土地国庫帰属制度の創設、利用の円滑化として、財産管理制度、共有制度、相隣関係規定、相続制度の見直しにより所有者不明土地等の解消に向けて全力で取り組んでまいります。